大津市請負工事成績評定
実施要領

令和８年９月１日

大津市総務部契約検査課

大津市請負工事成績評定実施要領

（目 的）

第１条 この要領は、大津市が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に係る技術水準の向上ならびに受注者の適正な選定および指導育成を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第２条 評定は、原則として、当初請負金額が大津市契約規則第１８条第１号に規定する額を超える請負工事について行うものとする。

（評定者）

第３条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、大津市工事検査要綱第３条に定める検査員等及び大津市建設工事監督要綱第４条に定める監督員並びに主任監督員又は総括監督員とする。

２　評定者となる総括監督員がある場合は、主任監督員と協議のうえ評定を行うものとする。

（成績評定の時期）

第４条 成績評定の時期は、検査員等にあっては検査のつど、総括監督員、主任監督員及び監督員にあっては、原則として完成検査及び出来形検査の時とする。

（成績評定の方法）

第５条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

２　評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

３　評定は工事の完成検査、出来形検査又は中間検査のとき、それぞれ行うものとする。なお、完成検査の評定に当たっては、出来形又は中間検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。

４　評定に当たっては、「出来形および品質のばらつきの考え方」（様式乙第１号）及び「施工プロセスのチェックリスト」（様式乙第２－１号又は様式乙第２－２号）を考慮するものとする。また、受注者が当該工事における実施状況における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、様式乙第３－１号及び様式乙第３－２号もしくは様式乙第３－３号及び様式乙第３－４号により提出できるものとし、「高度技術（当初請負金額５００万円未満の土木工事に限る）」に関しては、様式乙第４－１号及び様式乙第４－２号により提出できるものとし、それぞれ提出のあった場合はこれも考慮するものとする。

５ 工事成績の採点は、当該工事に適用する考査項目別運用表に基づき「工事成績評定表」（様式甲第１－１号又は様式甲第１―２号）により行うものとする。

６ 細目別評定点の算出は「細目別評定点採点表」（様式甲第２―１号又は様式甲第２－２号）により行うものとする。

７ 評定結果は「工事成績評定表」（様式甲第３号）に記録するものとする。

（評定の結果通知）

第６条　市長は、大津市工事検査要綱の規定に基づく検査結果に併せて、評定の結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第７条 評定の結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から１４日以内に市長に対し、評定の内容について書面（様式甲第４号）で説明を求めることができる。

２ 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、工事成績評定結果についての回答書（様式甲第５－１号，様式甲第５－２号）により回答するものとする。

（評定の結果の公表）

第８条 市長は、第６条の規定に基づき受注者に評定の結果を通知した工事について、通知後、速やかに公表するものとする。

２ 前項の公表は、工事成績評定結果一覧表（様式甲第６号）を、月毎にまとめて総務部契約検査課において閲覧に供することにより行うものとする。

３ 公表の期間は、工事完成年度の翌年度末までとする。

付　則

(施行期日等)

1　この要領は、令和４年１０月１日から施行し、令和５年４月１日以降新たに請負契約を締結する工事から適用する。

(経過措置)

2　この要領の適用日以前に契約された請負工事の成績評定は、なお従前の例による。

付　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和８年９月１日から施行する。

大津市請負工事成績評定実施要領　様式一覧表

関係条文		名　　称	分　野	様式等名称		適　用　範　囲	備　考
5条	5項	工事成績評定表 （完成等） （採点用の様式）	土木 建築・設備	様式甲	第1-1号	・土木は当初請負金額500万円以上 ・建築・設備は当初請負金額200万円超	滋賀県様式準用 (R031001改正)
			土木 (小規模)		第1-2号	・土木の当初請負金額500万円未満 ・建築・設備を除く	滋賀県様式準用 (R031001改正)
	6項	細目別評定点採点表	土木 建築・設備		第2-1号	・土木は当初請負金額500万円以上 ・建築・設備は当初請負金額200万円超	滋賀県様式準用 (R031001改正)
			土木 (小規模)		第2-2号	・土木の当初請負金額500万円未満 ・建築・設備を除く	滋賀県様式準用 (R031001改正)
	7項	工事成績評定表 （記録用の様式）	土木 建築・設備		第３号	・成績評定を行う全ての工事	滋賀県様式準用 (R031001改正)
7条	１項	工事成績評定内容説明請求書	土木 建築・設備		第４号	・成績評定を行う全ての工事	大津市独自の運用 (R080901追加)
	２項	工事成績評定結果についての回答書	土木 建築・設備		第５－１号	・土木は当初請負金額500万円以上 ・建築・設備は当初請負金額200万円超	滋賀県様式の準用 (R080901改正)
			土木 (小規模)		第５－２号	・土木の当初請負金額500万円未満 ・建築・設備を除く	大津市独自の運用 (R080901追加)
8条	２項	工事成績評定結果一覧表	土木 建築・設備		第６号	・成績評定を行う全ての工事	大津市独自の運用 (R080901改正)
5条	第4項の成績評定の考慮項目	出来形および品質のばらつきの考え方	土木 建築・設備	様式乙	第１号	・工事の出来形・品質のばらつき判定基準	滋賀県基準準用 (R031001改正)
		施工プロセスチェックリスト	土木		第2-1号	・監督員が行う施工プロセス管理項目 （当初請負金額500万円以上は必須）	滋賀県基準準用 (R031001改正)
			建築・設備		第2-2号	・監督員が行う施工プロセス管理項目	滋賀県基準準用 (R040401改正)
		創意工夫・社会性等に関する実施状況	土木		第3-1号	・当初請負金額500万円以上（建築・設備を除く）の土木について、受注者が提出することができる	滋賀県様式準用 (R070801改正) ※受注者が発注機関に提出する書類である。 受注者の混乱を防ぐため、滋賀県様式の使用も可とする
		同上(説明資料)			第3-2号		
		創意工夫・社会性等に関する実施状況	建築・設備		第3-3号	・建築・設備の工事について、受注者が提出することができる	
		同上(説明資料)			第3-4号		
		高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	土木 （小規模）		第4-1号	・当初請負金額500万円未満（建築・設備を除く）の土木について、受注者が提出することができる	
		同上(説明資料)			第4-2号		
	第5項の成績評定採点の基準	考査項目別運用表 （当初請負金額500万円以上の土木工事）	土木	様式丙	第1-1号	・監督員の評価①～⑧	滋賀県基準準用 (R031001改正)
					第1-2号	・主任又は総括監督員の評価①～④	
					第1-3号	・検査員等の評価①～④	
		考査項目別運用表 （当初請負金額500万円未満の土木工事）	土木 （小規模）		第2号	・小規模考査項目別運用表	滋賀県基準準用 (R031001改正)
					第2-1号	・監督員の評価①～⑦	
					第2-2号	・主任又は総括監督員の評価①～④	
					第2-3号	・検査員等の評価①～④	
		考査項目別運用表 （建築・設備工事）	建築・設備		第3-1号	・監督員の評価(1)～⑿	滋賀県基準準用 (R040401改正)
					第3-2号	・主任又は総括監督員の評価(1)～(5)	
					第3-3号	・検査員等の評価(1)～(8)	

様式甲第1-1号（検査結果報告添付様式：当初請負金額500万円以上の土木工事及び当初請負金額200万円を超える建築・設備工事）

（令和3年10月1日　滋賀県版）

工 事 成 績 評 定 表【完成・出来形・中間】

年　　月　　日　作成

【工事番号】

工　事　名		契約金額（最終）	円	検査年月日	令和　年　月　日
受　注　者	工　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		完工年月日	令和　年　月　日

			監督員					主任または総括監督員							検査員等（中間）							検査員等（中間）							検査員等（完成）						
			氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考査項目	細　別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.	施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10.0																												
	Ⅱ.	配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10.0																												
2. 施工状況	Ⅰ.	施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0								+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0
	Ⅱ.	工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0	+2.0		+1.0		0	−7.5	−15.0																					
	Ⅲ.	安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10.0	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15.0																					
	Ⅳ.	対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0																												
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.	出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0
	Ⅱ.	品　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0
	Ⅲ.	出来ばえ													+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0	
4. 工事特性	Ⅰ.	施工条件等への対応　※2						+20.0　～　0																											
5. 創意工夫	Ⅰ.	創意工夫　※3	+7.0　～　0																																
6. 社会性等	Ⅰ.	地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			±　　点					±　　点							±　　点							±　　点							±　　点						
評定点(65点±加減点合計)　※1			①　　点					②　　点							③　　点							③　　点							④　　点						
評 定 点 計			＿＿＿＿点					○ 中間検査があった場合：（ ①　点×　0.4 ＋②　点×　0.2 ＋③　点×　0.2 ＋④　点×　0.2 ）＝　点 ※但し、③は中間検査が 2回以上の場合は平均値 ○ 中間検査がなかった場合：（ ①　点×　0.4 ＋②　点×　0.2 ＋④　点×　0.4 ）＝　点																												
7. 法令遵守等　※7								点																											
評定点合計　※8			点					○ 評定点計（　点）－法令遵守等（　点）＝　点																											
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認　※9							履 行　不履行　対象外																											
所　見　※5			【監 督 員】												【主任または総括監督員】							【検査員等】													

※1　65点　＋　1.～3.の評定（加減点合計）　＋　4.～6.の評定（加点合計）　＝　評定点
各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて主任監督員または総括監督員が評価するものとする。

※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4　4.、5.、6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5　所見は必ず記載する。

※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表（様式乙第1-1号から様式乙第3-3号）によるものとし、検査員等(完成)の評価に先立ち、監督員・主任監督員または総括監督員が行う。

※7　法令遵守等の評価は、主任監督員または総括監督員が行う。

※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式甲第1-2号（検査結果報告添付様式：当初請負金額500万円未満の土木工事）**工　事　成　績　評　定　表（完成、中間、出来形）**　　1／1

（令和3年10月1日 滋賀県版）

年　　月　　日 作成

【工事番号】

工　事　名							契約金額（最終）					円					検査年月日	令和　年　月　日				
受　注　者						工　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日										完工年月日	令和　年　月　日				
考　査　項　目		監　督　員					主任または総括監督員					検査員等（中間）					検査員等（中間）					検査員等（完成）				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項　目	細　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																			
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																			
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15															
	Ⅲ．安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																			
3．出来形	Ⅰ．出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20
及び	Ⅱ．品　質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4．高度技術	Ⅰ．高度技術力　※2	(13)		0																						
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※2	(7)		0																						
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等　※3						+10	+5	0																	
加減点合計　（1＋2＋3＋4＋5＋6）		点					点					点					点					点				
評定点（65点±加減点合計）　※1		①　　点					②　　点					③　　点					③　　点					④　　点				
7．評定点計		点　○中間検査があった場合：（①*0.4＋②*0.2+③*0.2+④*0.2）　＝　評定点計　※但し、③中間検査が２回以上の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合：（①*0.4＋②*0.2+④*0.4）　＝　評定点計																								
8．法令遵守等　※3，※6							点																			
9．評定点合計　※7		**点**　○7．評定点計－8．法令遵守等																								
所　見　※4		【監　督　員】					【主任または総括監督員】										【検査員等】									

※1　1～3の評定（65点±加減点合計）　＋　4，5，6の評定　＝　評定点
※2　高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。
　　評価にあたっては、担当課長等との合議をもって行うものとする。
※3　社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※4　所見は必ず記載する。
※5　各考査項目毎の採点は、考査項目別運用表（様式乙第2号から様式乙第2-3号）によるものとし、完成の検査員等の評価に先立ち、監督員、主任または総括監督員が記入する。
※6　法令遵守等の評価は、主任または総括監督員が行う。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式甲第2-1号（当初請負金額500万円以上の土木工事及び当初請負金額200万円を超える建築・設備工事）
（令和3年10月1日　滋賀県版）

細　目　別　評　定　点　採　点　表

工事名	

考査項目	細　別	①監　督　員	②主任または総括監督員	③検査員等(中間)	③検査員等(中間)	④検査員等(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点					点 / 3.3 点	
	Ⅱ．配置技術者	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点					点 / 4.1 点	
2. 施工状況	Ⅰ．施工管理	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点		（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	点 / 13.0 点	
	Ⅱ．工程管理	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点	（　）× 0.2 ＋ 3.2 ＝　点				点 / 8.1 点	
	Ⅲ．安全対策	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点	（　）× 0.2 ＋ 3.3 ＝　点				点 / 8.8 点	
	Ⅳ．対外関係	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点					点 / 3.7 点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（　）× 0.4 ＋ 2.8 ＝　点		（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	点 / 14.9 点	
	Ⅱ．品質	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点		（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	点 / 17.4 点	
	Ⅲ．出来ばえ			（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	（　）× 0.4 ＋ 6.5 ＝　点	点 / 8.5 点	
4. 工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（　）× 0.2 ＋ 3.3 ＝　点				点 / 7.3 点	
5. 創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（　）× 0.4 ＋ 2.9 ＝　点					点 / 5.7 点	
6. 社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		（　）× 0.2 ＋ 3.2 ＝　点				点 / 5.2 点	
7. 法令遵守等			（　）× 1.0 ＝　点				点	
						評定点合計	点 / 100 点	

8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外	

※　中間検査があった場合　(①＋②＋③×0.5＋④×0.5)＝細目別評価点（中間検査が2回以上の場合は③を平均する）
　　中間検査がなかった場合　(①＋②＋④)＝細目別評価点
※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式甲第2-2号（当初請負金額500万円未満の土木工事）
（令和3年10月1日　滋賀県版）

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項　目	細　　別	①監　督　員	②主任または総括監督員	③検査員等（中間）	③検査員等（中間）	④検査員等（完成）	細目別評定点	項目別評定点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	*0.4+2.6=　点					点 / 3.2点	0
	Ⅱ．配置技術者	*0.4+2.6=　点					点 / 3.8点	
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	*0.4+2.6=　点		*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	点 / 11.7点	0
	Ⅱ．工程管理	*0.4+2.6=　点	*0.2+4.3=　点				点 / 9.3点	
	Ⅲ．安全対策	*0.4+2.6=　点	*0.2+4.3=　点				点 / 10.7点	
	Ⅳ．対外関係	*0.4+2.6=　点					点 / 3.4点	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	*0.4+2.6=　点		*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	点 / 13.9点	0
	Ⅱ．品　質	*0.4+2.6=　点		*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	点 / 15.9点	
	Ⅲ．出来ばえ			*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	*0.4+6.5=　点	点 / 8.5点	
４．高度技術	Ⅰ．高度技術力	*0.4+2.6=　点					点 / 7.8点	0
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	*0.4+2.6=　点					点 / 5.4点	0
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		*0.2+4.4=　点				点 / 6.4点	0
８．法令遵守等			*1.0=　点				点	0
						評定点合計	0 点 / 100点	0 点 / 100点

※１　中間検査があった場合　（①＋②＋③*0.5＋④*0.5）＝細目別評定点（中間検査が２回以上の場合は③を平均する）
　　中間検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点
※２　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※３　法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

様式甲第３号

（令和3年10月1日　滋賀県版）

工　事　成　績　評　定　表

課名：

工事番号および工事名	
契約金額	当初　　円　最終　　円
工期	当初 令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日 最終 令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
完工年月日	令和　年　月　日
完成検査年月日	令和　年　月　日
中間検査年月日	第 1回　令和　年　月　日 第 2回　令和　年　月　日
受注者住所・氏名	
現場代理人氏名	
主任技術者氏名	
監理技術者氏名	
監理技術者補佐氏名	
総括監督員　職名・氏名	
主任監督員　職名・氏名	
監督員　職名・氏名	
完成検査員等所属・職名・氏名	
中間検査員等所属・職名・氏名	
中間検査員等所属・職名・氏名	
①　監督員評定点	点
②　主任または総括監督員評定点	点
③　中間検査員等評定点	点
④　完成検査員等評定点	点
⑤　法令遵守等	点
⑥　評定点合計	点

注 1)　中間検査があった場合

評定点合計⑥＝（①×0.4 ＋ ②×0.2 ＋ ③×0.2 ＋ ④×0.2）－⑤

中間検査がなかった場合

評定点合計⑥＝（①×0.4 ＋ ②×0.2 ＋ ④×0.4）－⑤

2)　中間検査が 2回以上あった場合、評定点は中間検査平均点を記入する。

3)　出来形（一部完成）検査の場合は、監督員、主任監督員または総括監督員及び検査員等が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4)　監督員、主任監督員または総括監督員、検査員等の評定点は小数第 1位までとする。

5)　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

6)　⑤法令遵守等は、主任または総括監督員が記入する。

様式甲第４号（第７条第１項関係）

課長	課長補佐	係長	係員	担当者

工事成績評定内容説明請求書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
大津市長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の工事について、工事成績評定に係る内容説明を請求します。

１　契約番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　工 事 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　工事場所 　大津市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※以下の欄には記入しないでください。

受付欄

課長	課長補佐	係長	係員	担当者
交付年月日		令和　　年　　月　　日		

様式甲第５－１号（第７条第２項関係）　（建築及び建築設備工事（200万円超）,土木工事(（500万円以上））

工事成績評定結果についての回答書

年　　月　　日

様

大　津　市　長

年　　月　　日付けの工事の説明請求について、下記のとおり回答します。

１　契約番号

２　工 事 名

３　工事場所

４　説明内容

評価項目	細別	項目別評定点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	点　/3.3点
	Ⅱ．配置技術者	点　/4.1点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	点　/13.0点
	Ⅱ．工程管理	点　/8.1点
	Ⅲ．安全対策	点　/8.8点
	Ⅳ．対外関係	点　/3.7点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	点　/14.9点
	Ⅱ．品質	点　/17.4点
	Ⅲ．出来ばえ	点　/8.5点
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	点　/7.3点
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	点　/5.7点
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	点　/5.2点
７．法令遵守等		点　（減点項目）
項目別評定点合計		点　/100点

様式甲第５－２号（第７条第２項関係）　（土木工事（500万円未満））

工事成績評定結果についての回答書

年　　月　　日

様

大　津　市　長

年　　月　　日付けの工事の説明請求について、下記のとおり回答します。

１　契約番号

２　工 事 名

３　工事場所

４　説明内容

評価項目	細別	項目別評定点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	点　/3.2点
	Ⅱ．配置技術者	点　/3.8点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	点　/11.7点
	Ⅱ．工程管理	点　/9.3点
	Ⅲ．安全対策	点　/10.7点
	Ⅳ．対外関係	点　/3.4点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	点　/13.9点
	Ⅱ．品質	点　/15.9点
	Ⅲ．出来ばえ	点　/8.5点
４．高度技術	Ⅰ．高度技術力	点　/7.8点
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	点　/5.4点
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	点　/6.4点
７．法令遵守等		点
項目別評定点合計		点　/100点

様式甲第6号(第8条関係)

工事成績評定結果一覧表(　　年　　月完成分)

工　事　名	工　事　場　所	受　　注　　者	請負金額 (円)	工事成績 評　定　点

様式乙第１号　出来形および品質のばらつきの考え方

（令和３年１０月１日　滋賀県版）

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50%以下と判断できる例

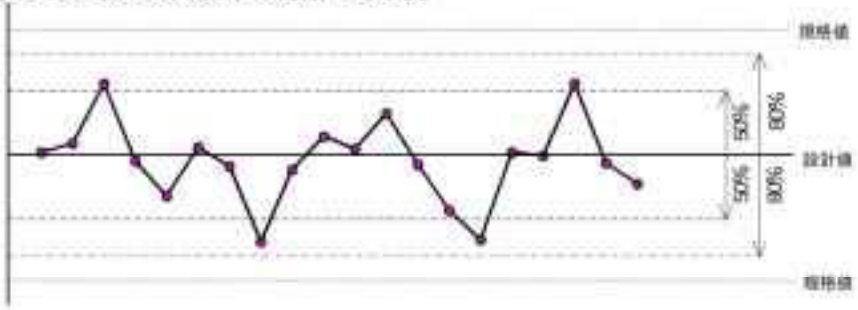

②ばらつきが80%以下と判断できる例

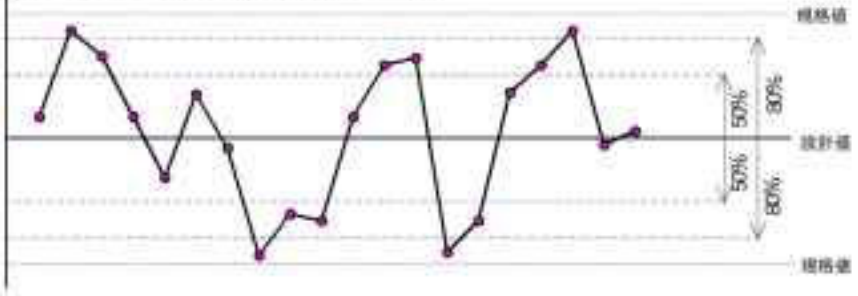

（下限値のみの場合）

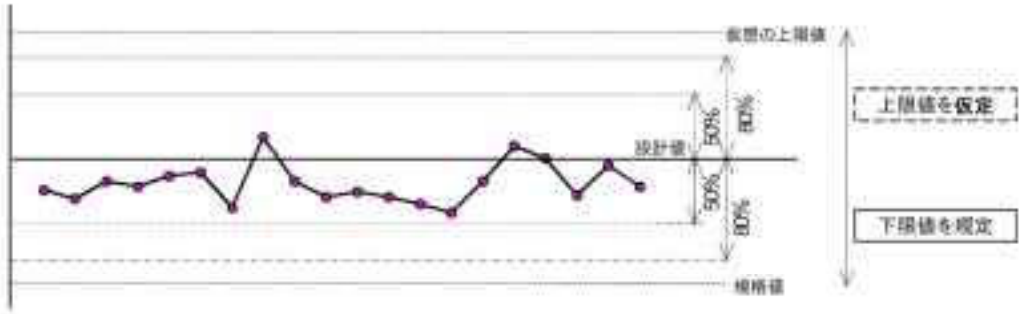

③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断

ばらつきが50%以下と判断できる例

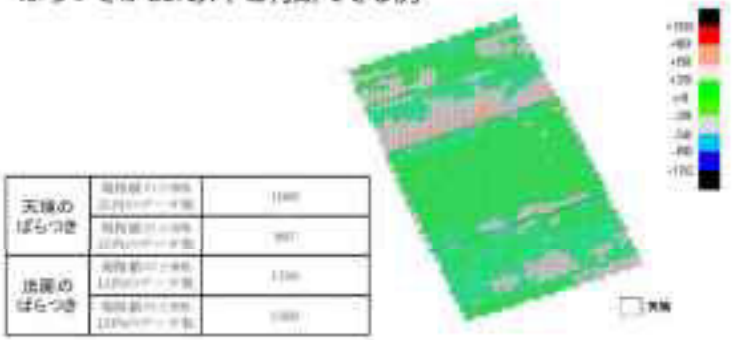

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

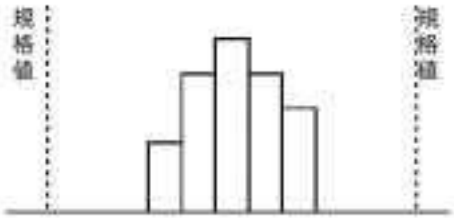

ばらついている

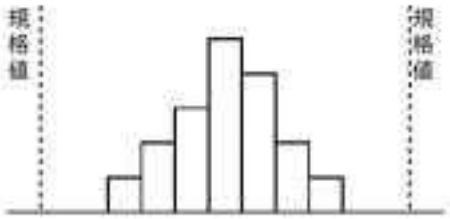

ばらつきが大きい

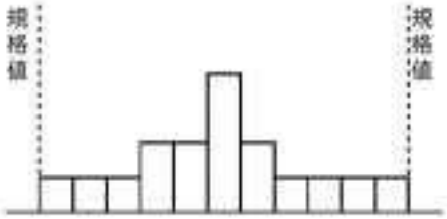

施工プロセスのチェックリスト（土木工事）

１．工 事 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事

２．工　　期　＿＿＿＿年　月　日　～　＿＿＿＿年　月　日

３．受 注 者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事主管課 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

監 督 員 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員が確認する。
②チェック欄では、書類または現場等で確認した月日およびその内容がＯＫであれば□にレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。
④確認項目欄の★マーク項目については、「工事施工体制点検」と併せた評価をする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）													備考（指示事項およびその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
1 施工体制	1 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の５日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○コリンズ登録	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○品質証明	・品質証明員の資格（身分および経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・工事途中および検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・品質証明は、出来高、品質および写真管理等、工事全般にわたり適切（数量を含む。）に実施した。（品質証明実施時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			★・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時１回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			★・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○請負代金内訳書	・発注者が必要あると認めたときは、所定の様式で提出した。	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	★・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に添付すべき書類が漏れなく添付されている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			★・施工体制台帳および添付書類の「健康保険等加入状況」に加入または適用除外であることを記載している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

施工プロセスのチェックリスト（土木工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考（指示事項およびその是正状況等）
				着手前	施工中													完成時	
１施工体制	Ⅰ施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図（続き）	★・施工体系図を現場の工事関係者および公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	
			★・作業員名簿を作成・提出している。（施工時の当初・変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時の当初、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			★・施工体系図に記載されている主任技術者および施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			★・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○建設業許可標識	★・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
	Ⅱ配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者・監理技術者補佐	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　１回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整および対応を書面で行っている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制	★・資格者証の内容を確認した（着手前）	(／)□															
			★・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者および本人が同一であった（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする）。（着手前）	(／)□															
			・監理技術者（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐）が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。（施工時　１回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○下請負人の把握	★・下請負人が大津市建設工事等入札参加有資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		

施工プロセスのチェックリスト（土木工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）													備考（指示事項およびその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約約款第18条第１条第１号から第５号までに係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち提出し、所定の項目が記載されている。（着手前、変更時）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・記載内容と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○施工管理・工事材料管理	・工事材料の資料の整理および確認がされ、管理している。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		・現場環境改善等	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立会に当たって、あらかじめ日程の調整をしている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○工事の着手	・工事開始日後、着手すべき日以内に工事に着手したことを確認した。（特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した。）（着手時）	(／)□														
		○支給品及び貸与品	・受注者は、支給材料および貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　１回程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		

施工プロセスのチェックリスト（土木工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）													備考（指示事項およびその是正状況等）
				着手前	施工中												完成時	
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時　1回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　1回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　1回／月程度）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検および管理の記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝および調整をした記録がある。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
			・隣接工事または施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		

様式乙第2-2号（R0401401　5①）

施工プロセスチェックリスト（建築・設備工事）

1. 工事名　　工事

2. 工　期　　令和　年　月　日～令和　年　月　日

3. 受注者名

主管課名：

監督員名：

①「施工プロセス」チェックリストは、仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。項目については、実情に応じて加減することとする。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば口にレ　マークを記入し、適切でなければ、備考欄に指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項等）								備　考（指示事項、是正状況および取り組み状況等）
				着手前	施　工　中						完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を発注者が必要あると認めたときに提出した。（契約後）	（／）□								
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

施工プロセスチェックリスト（建築・設備工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項等）									備　考（指示事項、是正状況および取り組み状況等）
				着手前	施　工　中							完成時	
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・監督職員への通知、報告、協議等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（／）□									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（／）□									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（監理技術者が特例監理技術者であり他工事現場を兼任している場合は、当該工事と当該工事の他1工事の工事実績情報登録であることを確認し、監理技術者補佐の専任について確認する。）（専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合も、監理技術者が実施したものとして確認する。） （施工中、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負者の把握	・大津市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されている者である場合は、指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・大津市建設工事請負契約約款第18条第1項に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

様式乙第2-2号（R0401401　5③）

施工プロセスチェックリスト（建築・設備工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項等）								備　考 （指示事項、是正状況および取り組み状況等）
				着手前	施　工　中						完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官公庁（施工中適宜） ②近隣住民・入居機関等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

様式乙第３－１号（当初請負金額５００万円以上の土木工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		請負者名	
項　　目	評 価 内 容	実　　施　　内　　容	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ＩＣＴ（情報通信技術）の活用　等	
	□品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫　等	
	□安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫　等	
	□働き方改革	・週休２日の確保に向けた工夫 ・若手や女性技術者の登用など担い手確保に向けた取組	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等	

１．該当する評価内容の項目の□にレマークを記入する
２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する

様式乙第３－２号（当初請負金額５００万円以上の土木工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　目		評価内容	
実施内容			
（説明）			
（添付図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

説明欄には、目的と効果を記載すること

様式乙第３－３号（当初請負金額５００万円未満の土木工事）

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		請負人名	
項　目	評　価　内　容	備　　考	
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力	□施工規模		
	□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	□周辺環境等、社会　条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応	
	□その他		
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片づけ		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係		
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の拝領 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係		
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施、グリーン購入の取組	

１．該当する項目の□にレマーク記入

２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理

様式乙第３－４号（当初請負金額５００万円未満の土木工事）

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名				／
項　　目		評 価 内 容		
提 案 内 容				
（説　明）				
（添付図）				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

説明欄には、目的と効果を記載すること

様式乙第４－１号（建築・設備工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		受注者名	
項　目	評　価　内　容	備　　考	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□準備・後片づけ関係		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫	
	□品質関係	品質管理の工夫	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の工夫 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係	施工管理の工夫	
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施、グリーン購入の取組	

１．該当する項目の□にレマーク記入

２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理

様式乙第４－２号（建築・設備工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　目		評 価 内 容	
実 施 内 容			
（説　明）			
（添付図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

説明欄には、目的と効果を記載すること

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。（工事着手後に施工方法が確定した場合は、工事着手前に加えてその都度提出している。）
□ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ □ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□ □ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。
□ □ その他　〔理由：　　〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 適切である　□ ほぼ適切である　□ 他の評価に該当しない
●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ □ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。
□ □ 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
□ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ □ その他　〔理由：　　〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 □ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 □ □ 工事記録簿を、過不足無く整理している。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ □ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 □ □ その他　〔理由：〕 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □ □ 休日の確保を行っている。 □ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ □ その他　〔理由：〕 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ □ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ □ 過積載防止に取り組んでいる。
□ □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□ □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ □ その他 〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 適切である　□ ほぼ適切である　□ 他の評価に該当しない　□ やや不適切である　□ 不適切である
●評価対象項目
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ □ その他 〔理由：〕

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形 □ 土木（農林等含） □ 機械設備工事 電気設備工事 □ 通信設備工事 受変電設備工事	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。				

機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
	●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く） □ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ □ その他　〔理由：〕 ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1⑤）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く） □ □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 □ □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 □ □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 □ □ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 □ □ その他　〔理由：〕 ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1⑥）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

□ 土木（農林等含）
□ 機械設備工事
□ 電気設備工事
□ 通信設備工事
□ 受変電設備工事
□ 維持・修繕工事

機械設備工事

a	b	c	d	e
□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

※上記欄によらず、当該欄で評価

●評価対象項目

□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ □ 設備の取扱説明書を適切に作成している。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ □ 機器の配置について、点検しやすくしている。
□ □ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ その他　〔理由：　　〕

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

様式丙第１－１号　（滋賀県版　R031001　1⑦）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>電気設備工事
通信設備工事
受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや不適切である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。
□ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。
□ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
□ □ その他 〔 理由： 〕

●判断基準
評価値が80%以上・・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・・b
評価値が60%未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>維持・修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
□ 適切である</td><td>b
□ ほぼ適切である</td><td>c
□ 他の評価に該当しない</td><td>d
□ やや不適切である</td><td>e
□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

●判断基準
※該当項目が６項目以上・・・a
※該当項目が４項目以上・・・b
※該当項目が３項目以下・・・c
注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約約款第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

様式丙第１－１号　　（滋賀県版　R031001　1⑧）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	**【施工】** □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICTを活用した工事 （電子納品のみは除く） **※本項目は１点の加点とする。** □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICTを活用した工事。**※本項目は２点の加点 とする。** **※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする** □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 **【品質】** □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 **【安全衛生】** □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **※本項目は２点の加点とする。** □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 **【働き方改革】** 当該工事における他の模範となるような取組について、以下の項目により評価する。複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 □ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 **【その他】** □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由：
	記述評価 （評価内容を詳細記述）	評　点：　　点 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つ評価（■orレ点）が付されれば１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
※５．評定にあたっては、関係課長との合議を原則とする。

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　２①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>□　優れている</td><td>□　やや優れている</td><td>□　他の評価に該当しない</td><td>□　やや劣っている</td><td>□　劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。
□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。
□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。
□ その他
理由：

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="6">□　優れている　□　やや優れている　□　他の評価に該当しない　□　やや劣っている　□　劣っている
●評価対象項目
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他
理由：

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　２②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

考査項目	細　別	対　応　事　例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3. その他［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**４点の加点**とする。	(1.について) 切土の土工量:20 万m3 以上、盛土の土工量:15 万m3 以上、護岸・築堤の平均高さ:10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径:8m 以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m2 以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長:25m 以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m 以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100 万m3 以上、流路工の計画高水流量:500m3 以上、砂防ダムの堤高:15m 以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s 以上、橋梁下部工の高さ:30m 以上、橋梁上部工の最大支間長:100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 □　9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □　10. その他［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**６点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 □　16.その他［理由:　　］ ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**４点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □　18.その他（　　） ※上記の対応事項に１つ以上該当すれば**６点の加点**とする。	
	評価	評　点:　　点	

※1. 工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　２③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□　優れている	□　ｂより優れている	□　やや優れている	□　ｃより優れている	□　他の評価に該当しない

●評価対象項目

□ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□ 滋賀県リサイクル認定製品の使用、滋賀県グリーン購入に努めた。滋賀県産木材の使用に努めた。（工事用資材を対象とする。ただし、設計図書で指定されたものを除く。）
□ その他
（理由：　　）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

様式丙第１－２号　　（滋賀県版　R031001　2④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	該 当 項 目 一 覧 表

7．法令遵守等

措　置　内　容	措置点数	点数
□ 1.指名停止3ヶ月以上	-20点	点
□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	点
□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	点
□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	点
□ 5.文書注意	-8点	点
□ 6.口頭注意	-5点	点
□ 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分 が行われなかった場合	-3点	点
□ 8.その他 〔理由：〕	(直接入力)	点
□ 9.総合評価方式における技術提案の不履行による減点 〔理由：〕	(直接入力)	点
□ 10.項目該当なし		
	点数計	点

① 本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、9の「総合評価方式における技術提案の不履行による減点」で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001　３①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ □ 契約約款第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 施工計画書が工事着手前に提出され(工事着手後に施工方法が確定した場合は、工事着手前に加えてその都度提出され)、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ □ 工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 □ □ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 □ □ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001　３②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形 □ 土木（農林等含） □ 機械設備工事 電気設備工事 □ 通信設備工事 受変電設備工事	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く）
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他
理由：

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

評価項目　　項目

※ ばらつきの判断は別紙－４参照。

機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く） □ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ □ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満　・・・a’ 評価値が70%以上80%未満　・・・b 評価値が60%以上70%未満　・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001　３③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
Ⅰ．出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図により確認できる。 □ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。（監督職員等が臨場して段階確認した箇所は除く） □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 □ □ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 □ □ その他　理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満 ・・・a’ 評価値が70%以上80%未満 ・・・b 評価値が60%以上70%未満 ・・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　　３④(コンクリート構造物工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

コンクリート構造物工事

●評価対象項目

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w/c､最大骨材粒径､塩化物総量､単位水量､アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。

□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 有害なクラックが無い。

□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

コンクリート構造物工事

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(土工事（切土工事))

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　土工事（切土工事）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □ 法面に有害な亀裂が無い。
□ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

Ⅲ．出来ばえ　土工事（切土工事）

●評価対象項目

□ 規定された勾配が確保されている。
□ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
□ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
□ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
□ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(土工事（盛土・築堤工事等))

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	土工事（盛土・築堤工事等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	a		b		c		d
	土工事（盛土・築堤工事等）	□ 優れている		□ やや優れている		□ 他の評価に該当しない		□ 劣っている

●評価対象項目

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □ 法面に有害な亀裂が無い。
□ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

●評価対象項目

□ 仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 構造物へのすりつけなどが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

護岸・根固・水制工事

●評価対象項目

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□ □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ □ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

護岸・根固・水制工事

●評価対象項目

□ 通りが良い。
□ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【工場製作関係】

□ □ 鋼材の種別、品質を適切に管理していることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ その他　（　　理由：　　）

【架設関係】

□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□ □ その他　（　　理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(砂防構造物工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質

砂防構造物工事（地山構造物工事）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c､最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□ □ 鉄筋及び鋼材の品質を適切に管理していることが確認できる。

□ □ 有害なクラックが無い。

□ □ その他（理由：　　）

【砂防構造物工事（地山構造物工事）】

□ □ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。

□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

砂防構造物工事（地山構造物工事）

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 地すべり防止工事(集水井工事を含む)	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□ □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。

□ □ 有害なクラックが無い。

□ □ その他　（理由：　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□ □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□ □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

□ □ その他　（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
地すべり防止工事(集水井工事を含む)	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 地山との取り合いが良い。

□ 天端、端部の仕上げが良い。

□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。

□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・a

該当項目２項目・・・・・b

該当項目１項目・・・・・c

該当項目なし・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ □ その他（理由：）

【アスファルト舗装工関係】

□ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：）

【コンクリート舗装工関係】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c､最大骨材粒径､塩化物総量､単位水量､アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□ □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 運搬時間､打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□ □ その他（理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 舗装工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目５項目以上・・・a 該当項目４項目・・・・・b 該当項目３項目・・・・・c 該当項目２項目以下・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 法面工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【共 通】

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□ □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□ □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□ □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
□ □ 層間にはく離が無いことが確認できる。
□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(法面工事)

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 法面工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目３項目以上・・・a 該当項目２項目・・・・・b 該当項目１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質

基礎工事及び地盤改良工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ その他　理由：

【地盤改良関係】

□ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □ その他　理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ

基礎工事及び地盤改良工事

a	b	c	d
□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 土工関係の仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 端部及び天端の仕上げが良い。
□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
□ 地盤改良（ｃ評価）

●判断基準

該当項目３項目以上・・・ａ
該当項目２項目・・・・・ｂ
該当項目１項目・・・・・ｃ
該当項目なし・・・・・・ｄ
※地盤改良はｃ評価とする。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(海岸工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
□ □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
□ □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
□ □ 工事期間中、1 日1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
□ □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	海岸工事				

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	コンクリート橋上部工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	(PC及びRCを対象)	［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。						
		●評価対象項目						
		□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。						
		□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。						
		□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。						
		□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)						
		□ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。						
		□ □ 鉄筋の品質を、適切に管理していることが確認できる。						
		□ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。						
		□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。						
		□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。						
		□ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。						
		□ □ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。						
		□ □ 有害なクラックが無い。						
		□ □ その他　（　　理由：　　）						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査職員）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形	Ⅲ．出来ばえ コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目５項目以上・・・a 該当項目４項目・・・・・b 該当項目３項目・・・・・c 該当項目２項目以下・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　塗装工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

塗装工事（工場塗装を除く）

●評価対象項目

□ 塗装の均一性が良い。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ ケレンの施工状況が良好である。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　トンネル工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度･w/c､最大骨材粒径､塩化物総量､単位水量､アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□ □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□ □ 金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□ □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□ □ その他　（　理由：　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

トンネル工事

●評価対象項目

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ □ 樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ □ その他 理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%) ＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

植栽工事

●評価対象項目
□ 樹木の活着状況が良い。
□ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
□ 支柱の取り付けが堅固である。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準
該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	防護柵(網)工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%) ＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

防護柵(網)工事

●評価対象項目

□ 通りが良い。
□ 端部処理が良い。
□ 部材表面に傷及び錆が無い。
□ 既設構造物等とのすりつけが良い。
□ きめ細やかに施工されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　標識工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

標識工事

●評価対象項目

□ 設置位置に配慮がある。
□ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
□ 標識板の支柱に変色が無い。
□ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(区画線工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	区画線工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

区画線工事

●評価対象項目

□ 塗料の塗布が均一である。
□ 視認性が良い。
□ 接着状態が良い。
□ 施工前の清掃が入念に実施されている。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□ □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□ □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□ □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□ □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

電線共同溝工事

●評価対象項目

□ 歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
□ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
□ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(維持工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td>維持工事

(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

●判断基準
※ 該当項目が６項目以上・・・・・・・・・ａ
※ 該当項目が５項目・・・・・・・・・・・ａ’
※ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・・ｂ
※ 該当項目が３項目・・・・・・・・・・・ｂ’
※ 該当項目が２項目以下・・・・・・・・・ｃ

注 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td colspan="2">a
□ 優れている</td><td colspan="2">b
□ やや優れている</td><td colspan="2">c
□ 他の評価に該当しない</td><td>d
□ 劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>維持工事

(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 小構造物等にも注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="3">●判断基準
該当項目３項目以上・・・ａ
該当項目２項目・・・・・ｂ
該当項目１項目・・・・・ｃ
該当項目なし・・・・・・ｄ</td></tr>
</table>

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(修繕工事)

考査項目別運用表

（検査員等）

<table>
<tr><td>考 査 項 目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td>修繕工事

(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

●判断基準
※ 該当項目が６項目以上・・・・・・・・・a
※ 該当項目が５項目・・・・・・・・・・・a’
※ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・・b
※ 該当項目が３項目・・・・・・・・・・・b’
※ 該当項目が２項目以下・・・・・・・・・c

注 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td colspan="2">a
□ 優れている</td><td colspan="2">b
□ やや優れている</td><td>c
□ 他の評価に該当しない</td><td colspan="2">d
□ 劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>修繕工事

(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 小構造物等にも注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="3">●判断基準
該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d</td></tr>
</table>

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	機械設備工事	●評価対象項目 □ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 □ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ □ 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 □ □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ □ 機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。 □ □ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできることが確認できる。 □ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ その他（理由：） ●判断基準 ※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’ ※ 評価値が70%以上80%未満・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
機械設備工事	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(電気設備工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td>電気設備工事</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□ □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
□ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。
□ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
□ □ その他 （理由：）

●判断基準
※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’
※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td colspan="2">a
□ 優れている</td><td colspan="2">b
□ やや優れている</td><td>c
□ 他の評価に該当しない</td><td colspan="2">d
□ 劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>電気設備工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ きめ細やかな施工がなされている。
□ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
□ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="3">●判断基準
該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d</td></tr>
</table>

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３④(通信設備工事・受変電設備工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
□ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。
□ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
□ □ その他　（理由：）

●判断基準
※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’
※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>a
□ 優れている</td><td colspan="2">b
□ やや優れている</td><td>c
□ 他の評価に該当しない</td><td colspan="2">d
□ 劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>通信設備工事
受変電設備工事</td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
□ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
□ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="3">●判断基準
該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検査員等）

考査項目	細別		a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 その他（情報ボックス工事等）または合併工事	〈A〉	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		〈B〉	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

●判断基準

□ ＜Ａ＞対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

ex)浚渫工、取壊工等

※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’
※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c

なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ ＜Ｂ＞対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c

細別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ その他（情報ボックス工事等）または合併工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・a
該当項目３項目・・・・・b
該当項目２項目・・・・・c
該当項目１項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。						
	二次製品構造物	●評価対象項目						
		【共通】						
		□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。						
		□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。						
		□ □ ＪＩＳ規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。						
		□ □ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。						
		□ □ 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等がない。						
		□ □ 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工・管理されていることが確認できる。						
		□ □ その他 （理由：）						
		【擁壁類（補強土擁壁は除く）】						
		□ □ 胴込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。						
		□ □ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。						
		□ □ 材料の連結又はかみ合わせが適切である。						
		□ □ 端部における地山とのすり付けが適切である。						
		□ □ 丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。						
		□ □ その他 （理由：）						
		【用排水施設】						
		□ □ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。						
		□ □ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。						
		□ □ 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。						
		□ □ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。						
		□ □ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。						
		□ □ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。						
		□ □ 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていることが確認できる。						
		□ □ 製品の継目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。						
		□ □ その他 （理由：）						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員等）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	二次製品構造物	●評価対象項目 □ 構造物の通りが良い。 □ 材料の連結、かみ合わせが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 土工の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目６項目以上・・・・・・・・・a 該当項目５項目・・・・・・・・・・・b 該当項目３項目以上５項目未満・・・c 該当項目２項目以下・・・・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	補強土壁工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 盛土材料の土質が適正である。 □ □ 盛土の締固めが適正な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。 □ □ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等により的確に確認できる。 □ □ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 □ □ 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ その他　（理由：） ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：□ 50%以下／□ 80%以下／□ 80%を超える　／　□ ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：□ a　□ a’　□ b　□ b 評価値 75%以上90%未満：□ a’　□ b　□ b’　□ b’ 評価値 60%以上75%未満：□ b　□ b’　□ c　□ c 評価値 60%未満：□ b’　□ c　□ c　□ c 注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
補強土壁工事	●評価対象項目 □ 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 □ 基礎上面の平坦性が良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）別紙１　３③(取壊し工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	取壊し工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 分別、再資源化を適切に実施している。 □ □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ □ 廃棄物の処理が適切である。 □ □ 受注者の管理記録が整備されている。 □ □ 不可視部分の写真記録が適正である。 □ □ その他　（　　理由：　　） ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

評価値	ばらつきで判断可能 □ 50%以下	ばらつきで判断可能 □ 80%以下	ばらつきで判断可能 □ 80%を超える	□ ばらつきで判断不可能
90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	取壊し工事	●評価対象項目 □ きめ細やかな施工がされている。 □ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 □ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 □ 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。		●判断基準 該当項目３項目以上・・・a 該当項目２項目・・・・・b 該当項目１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(共同溝シールド工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

共同溝シールド工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。
□ □ 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。
□ □ シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。
□ □ セグメントの品質が、工場管理資料より的確に確認できる。
□ □ 不可視部分の写真記録が適正である。
□ □ その他

理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

共同溝シールド工事

●評価対象項目

□ ＲＣセグメントの割れ・カケがない。
□ 継ぎ手面の防水が確実になされている。
□ セグメント間の目違い、段差が少ない。
□ ボルトの締め付け状況がよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目４項目以上・・・ａ
該当項目３項目・・・・・ｂ
該当項目２項目・・・・・ｃ
該当項目１項目以下・・・ｄ

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	下水道工事	●評価対象項目 【共通】 □ □ マンホール資材の品質証明が適切である。 □ □ 管渠の品質証明が適切である。 □ □ 現地発生土などを埋戻土へ流用する適否の判定が適切である。 □ □ アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 □ □ その他 （理由：） 【開削工】 □ □ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 □ □ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □ □ その他 （理由：） 【推進工】 □ □ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □ □ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 □ □ 推進作業等がデータで確認できる。 □ □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ その他 （理由：） 【シールド工】 □ □ スチールセグメント製作にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ □ セグメントボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 □ □ 二次覆工コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 □ □ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 □ □ シールド掘進作業等がデータで確認できる。 □ □ 裏込め注入状況がデータで確認できる。 □ □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ その他 （理由：）						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	工種	a	b	c	d
３．出来形	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
及び		●評価対象項目		●判断基準	
出来ばえ	下水道工事	□ 通りがよい。		該当項目３項目以上・・・a	
		□ 漏水がない。		該当項目２項目・・・・・b	
		□ クラックがない。		該当項目１項目・・・・・c	
		□ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。		該当項目なし・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	管水路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。 □ □ 中心線の通りがよい □ □ 仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 □ □ 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □ □ 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 □ □ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ □ その他　理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
	Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
	管水路工事	●評価対象項目 □ 管の通りがよい。 □ 付帯コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ 付帯コンクリート構造物の通りが良い。 □ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・・・a 該当項目３項目・・・・・・・b 該当項目２項目・・・・・・・c 該当項目１項目以下・・・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(仮設工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	仮設工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。
□ □ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
□ □ 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
□ □ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
□ □ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。
□ □ その他　（　　理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	### 劣っている
	仮設工事	●評価対象項目 □ 鋼矢板・親杭の通りが良い。 □ 覆工板にがたつきがない。 □ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 □ 床付け面の仕上げがよい。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当項目４項目以上・・・a 該当項目３項目・・・・・b 該当項目２項目・・・・・c 該当項目１項目以下・・・d	

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(フィルダム・ため池工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 フィルダム・ため池工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。
□ □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。
□ □ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
□ □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。
□ □ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおりに施工している。
□ □ コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。
□ □ その他　（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ フィルダム・ため池工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 土工の仕上げがよい。
□ 土工の通りがよい。
□ 土工の構造物等へのすりつけがよい。
□ 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。
□ コンクリート構造物の表面状態がよい。
□ コンクリート構造物の通りがよい。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。
□ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。
□ 漏水がない。
□ 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等）
□ 全体的な美観がよい。

●判断基準

該当項目９項目以上・・・a
該当項目７項目以上９項目未満・・・・・b
該当項目６項目・・・・・c
該当項目５項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 山腹工事（柵工、筋工、伏工）	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去、法切がされている。
□ □ 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。
□ □ 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。
□ □ 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
□ □ 植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
□ □ 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。
□ □ 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。
□ □ 土留工等の構造物で、材料の組立・設置・仕上げが適切であり、埋戻土砂の締め固めも十分で空隙が生じていない。
□ □ 水路工は、基礎の突き固めが充分で浮き水路となっていない。また勾配が区間毎に一定である。
□ □ 伏工は、斜面の浮土砂などの障害物が取り除かれ平滑である。また止め釘等により適切に固定されている。
□ □ 植栽工は、深植えや浅植えになっておらず、施肥も直接触れずに適切である。
□ □ その他　（　　理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ 山腹工事（柵工、筋工、伏工）	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ とおりがよい。
□ 材料の連結、かみ合わせがよい。
□ 構造物へのすりつけがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・a
該当項目２項目・・・・・b
該当項目１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(土工事（農地造成））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 農地造成工事 ・テラス（階段畑） ・土壌改良 ・改良山成	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。
□ □ 防災施設が施工計画のとおり施工している。
□ □ 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。
□ □ 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 基盤造成、法面植生､雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 土壌改良資材の撒布は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られている。
□ □ その他　（理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

農地造成工事
・テラス（階段畑）
・土壌改良
・改良山成

●評価対象項目

□ 勾配が良い。
□ 土工の仕上げが良い。
□ 切土・盛土法面の通りが良い。
□ 雨水処理が良い。
□ 排水路の通りが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目６項目以上・・・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・・・b
該当項目３項目以上５項目未満・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(水管橋)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

水管橋

●評価対象項目

□ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。
□ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
□ □ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。
□ □ 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

水管橋

●評価対象項目

□ 表面に傷、錆、補修個所がない。
□ 溶接、塗装組立の均一性が良い。
□ 管の通りがよい。
□ コンクリート構造物の肌がよい。
□ コンクリート構造物の通りがよい。
□ クラックがない。
□ 天端仕上げ、端部仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目７項目以上・・・・・・・・a
該当項目５項目以上７項目未満・・・b
該当項目４項目・・・・・・・・・・c
該当項目３項目以下・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

林道土工工事

●評価対象項目

□ □ 伐開・伐根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
□ □ 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に漉き取り、適切な場所に搬出している。
□ □ 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。
□ □ 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工している。
□ □ 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。
□ □ 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。
□ □ 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。
□ □ 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。
□ □ 道路の横断勾配、幅員、基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。
□ □ 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。
□ □ その他

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

林道土工工事

●評価対象項目

□ 切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
□ 盛土勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
□ 道路の形状（線形、拡幅、縦・横断勾配、素掘側溝）がよい。
□ 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。
□ 土工の仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。
□ 残土処理等が適切である。

●判断基準

該当項目６項目以上・・・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・・・b
該当項目３項目以上５項目未満・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

木材木製品工事

（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）

●評価対象項目

□ □ 木材・木製品の品質が良好で（曲り等がない）設計図書に基づき適切に施工されている。
□ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。
□ □ 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。
□ □ 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。
□ □ 木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けが良好に施工されている。
□ □ その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

木材木製品工事

（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）

●評価対象項目

□ 通りがよく、バランスが保たれている。
□ 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。
□ 形状・寸法等が確保され統一性が良い。
□ コンクリート構造物へのすり付け等がよい。
□ 地山への密着性が確保され仕上げがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目５項目以上・・・a
該当項目４項目・・・・・b
該当項目３項目・・・・・c
該当項目２項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

ほ場整備工事（整地工等、暗渠排水工）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。
□ □ 濁り等の防止に十分留意して施工している。
□ □ 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。
□ □ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 進入路について耕作に支障がないように施工されている。
□ □ 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。
□ □ 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。
□ □ 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。
□ □ 用・排水路の法面の通りがよい。
□ □ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□ □ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。
□ □ 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。
□ □ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□ □ その他　理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

ほ場整備工事（整地工等、暗渠排水工）

●評価対象項目

□ 均平度がよい。
□ 土工の仕上げがよい。
□ 土工の通りがよい。
□ 土工の構造物等のすりつけがよい。
□ 用・排水路の通りがよい。
□ コンクリート構造物の通りがよい。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目６項目以上・・・・・・・・・a
該当項目５項目・・・・・・・・・・・b
該当項目３項目以上５項目未満・・・c
該当項目２項目以下・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 土水道工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

【共通】

□ □ 管渠の規格、品質がミルシートで確認できる。
□ □ 弁筐等用品の規格、品質がミルシートで確認できる。
□ □ 管渠の接合状況が確認できる。（継手チェックシート、写真）
□ □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。
□ □ その他
理由：

【開削工】

□ □ 管の床付け基礎面は、人力によりできるだけ平滑に不陸を均し、石レキ等を除去している。
□ □ 埋戻土が沈下しないよう十分な締め固めの処理を行っている。
□ □ 舗装後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。
□ □ 舗装復旧の施工を適切に行い、施工後も沈下が生じていない。
□ □ 布設までの管・弁類等資材の保管状況が適正であることが確認できる。
□ □ 管弁類に損傷および塗覆装の傷がない。
□ □ 継ぎ手の接合、ﾎﾞﾙﾄの締め付け等を適正に行い記録が管理されている。
□ □ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｽﾘｰﾌﾟの被覆は損傷させないよう十分注意して取り扱っている。
□ □ 明示テープおよび埋設表示テープの施工を適切に行っている。
□ □ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
□ □ 弁室およびﾏﾝﾎｰﾙは沈下および傾斜を生じないよう施工している。
□ □ 施工条件および気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。
□ □ その他
理由：

【推進工】

□ □ 締固めを適切な条件で施工している。
□ □ 構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。
□ □ 端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。
□ □ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□ □ その他
理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%) ＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）３④(上水道工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 上水道工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 管渠の通りがよい。 □ 弁筐等の仕上げがよい。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 舗装の平坦性がよい。 □ 端部処理がよい。 □ 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当項目７項目以上・・・・・・・・・a 該当項目５項目以上７項目未満・・・b 該当項目４項目・・・・・・・・・・c 該当項目３項目以下・・・・・・・・d	

様式丙第１－３号　（滋賀県版　R031001）３③(水路補修工事（目地修復工・断面修復工・表面被覆工・管更生工））

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 水路補修工事（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更生工）	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 気象条件に応じた施工方法で施工されている。
□ □ 部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。
□ □ 養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。
□ □ 施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われていることが確認できる。
□ □ その他　理由：

【開水路補修工】

□ □ 補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規程の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□ □ 目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。
□ □ その他　理由：

【管更生工】

□ □ 規定の厚さで施工されていることが確認できる。
□ □ 施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。
□ □ 管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□ □ 各種耐用試験結果（曲げ強度試験他）にクリアしていることが確認できる。
□ □ 曲線部の施工では弛みが無いことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。
□ □ その他　理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%）＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	Ⅲ．出来ばえ 水路補修工事（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更生工）	a	b	c	d
		□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

●評価対象項目

□ 小構造物等にも注意が払われている。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

Ⅱ．品質　さく井工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 掘削完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。
□ □ 設計図書及び試験結果により決められたストレーナーの位置が正確に設置されている。
□ □ ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。
□ □ 充填材に均一な砂利が使われている。
□ □ 井戸が鉛直であることが確認できる。
□ □ 揚水試験を適切に行い、記録が整理されている。
□ □ その他

理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

さく井工事

●評価対象項目

□ 土工関係の仕上げが良い。
□ 端部及び天端の仕上げが良い。
□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
□ 全体的な美観が良い。

●判断基準

該当項目３項目以上・・・・・・・・・a
該当項目２項目・・・・・・・・・・・b
該当項目１項目・・・・・・・・・・・c
該当項目なし・・・・・・・・・・・・d

様式丙第１－３号　　（滋賀県版　R031001）　３③(消雪工事)

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 消雪工事	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 劣っている □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。

【削井工・取水施設工】

●評価対象項目

□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 設計図書に示められたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。
□ □ ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。
□ □ 充填材にに均一な砂利が使われている。
□ □ 井戸が鉛直であることが確認できる。
□ □ 揚水試験を適切に行い、施工に反映している。
□ □ 削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている
□ □ ポンプの据え付け位置が適切である。
□ □ 電気設備及びポンプが正常に稼動することが確認できる。
□ □ 機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる
□ □ 製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている
□ □ 施工の品質・形状が的確で良好な施工である。
□ □ 機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。
□ □ 不可視部分が写真等の資料から適切に施工されたことが確認できる。
□ □ その他（理由：）

【散水工】

●評価対象項目

□ □ コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質、規格が証明書により確認できる
□ □ アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。
□ □ 掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。
□ □ 補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。
□ □ ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。
□ □ 既設構造物との取り合い、及び曲線部の施工が適切に行われている。
□ □ 鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。
□ □ 二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な隙間間隔で施工されていることが確認できる。
□ □ 現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。
□ □ 二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロックと滑らかである
□ □ その他（理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			□ ばらつきで判断不可能
		□ 50%以下	□ 80%以下	□ 80%を超える	
評価値	90%以上	□ a	□ a’	□ b	□ b
	75%以上90%未満	□ a’	□ b	□ b’	□ b’
	60%以上75%未満	□ b	□ b’	□ c	□ c
	60%未満	□ b’	□ c	□ c	□ c

注）試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細　別	a	b	c	d
3．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 消雪工事	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い □ 全体的な美観が良い。 □ 均等に水がまわる。 □ 使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。		●判断基準 該当項目７項目以上・・・・・・・・・a 該当項目６項目・・・・・・・・・・b 該当項目５項目・・・・・・・・・・c 該当項目４項目以下・・・・・・・・d	

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円以上土木工事）

（検査員等）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
	浚渫工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］　※ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 □ □ 浚渫土量は、施工断面による測量資料、残土搬出先の実測結果の資料が整理されている。 □ □ 監督職員による出来形管理の確認が行われた資料が整理されている。 □ □ 濁り防止等の環境保全に十分配慮して施工されたことが確認できる。 □ □ 浚渫土の仮置き場や運搬路など安全対策が整理されている。 □ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 浚渫等の汚濁水が仕様書に定められた水質に処理されたことが確認できる。 □ □ 枝、根を残さず、きれいに撤去されている。 □ □ その他　理由： ●判断基準 ※ 評価値が90%以上 ・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・a’ ※ 評価値が70%以上80%未満・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・b’ ※ 評価値が60%未満 ・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d
	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ 劣っている

浚渫工事

●評価対象項目
- □ 浚渫後の河床（湖床）に極端な凹凸がない。
- □ 浚渫土の搬出に工夫が見られる。
- □ 浚渫土の最終運搬先が平坦に仕上げられている。
- □ 全体的にきめ細やかな施工が伺える。

●判断基準
- 該当項目４項目以上・・・・・・・・a
- 該当項目３項目・・・・・・・・・・b
- 該当項目２項目・・・・・・・・・・c
- 該当項目１項目以下・・・・・・・・d

様式丙第2号（滋賀県版　R031001）

工事成績評定評価基準（小規模考査項目別運用表　土木工事）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする

考査項目		監督員					主任又は総括監督員					検査員等				
項　目	細　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
施工体制	Ⅰ．施工体制一般		80%以上	60%以上 80%未満	60%未満	改善指示										
	Ⅱ．配置技術者	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示 等1項目	改善指示 等2項目										
施工状況	Ⅰ．施工管理		80%以上	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示 等1項目	改善指示 等2項目 以上						90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示 等1項目	改善指示 等2項目
	Ⅱ．工程管理	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示	工期内未 完了	5項目 程度以上	3項目 程度以上	1項目 程度以上	やや不備	不備					
	Ⅲ．安全対策	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 安全管理 等不適切	重大な災 害等	6項目 程度以上	3項目 程度以上	1項目 程度以上	やや不備	不備					
	Ⅳ．対外関係	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 苦情等	工事進捗 に支障										
出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示	破棄検査						90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	60%未満、 改善指示	破棄検査
	Ⅱ．品　質	バラツキ 少ない	バラツキ やや少な い	a，b以外 品質管理 項目の無 い工事	バラツキ 大きい 改善指示	品質が劣 る 破壊検査						バラツキ 少ない	バラツキ やや少な い	a，b以外	バラツキ 大きい 改善指示	品質が劣 る 破壊検査
	Ⅲ．出来ばえ											仕上げ きめ細か い 美観が極 めて良好	仕上げ きめ細か い 美観が良 い	他に該当 しない	仕上げが 悪い 美観が悪 い	
高度技術	Ⅰ．高度技術力	該当項目数														
創意工夫	Ⅰ．創意工夫	該当項目数														
社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						6項目 程度以上	3項目 程度以上	2項目 程度以下							
法令遵守等									該当事例の程度							

様式丙第2-1号　（滋賀県版　R031001　1①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般 0%		□ 施工体制が適切である	□ 他の事項に該当しない	■ 施工体制がやや不備である	□ 施工体制が不備である
		「評価対象項目」 ☑ □ 作業分担の範囲が確認でき現場とも一致している。 ☑ □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☑ □ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☑ □ 緊急指示等に対する対応が速やかである。 ☑ □ 施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他				☐ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。
	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等） 0%	□ 技術者が適切に配置されている	□ 技術者がほぼ適切に配置されている	□ 他の事項に該当しない	■ 技術者の配置がやや不備である	□ 技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 ☑ □ 現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミニュケーションが適切にとられている。 ☑ □ 工事内容を理解したうえで、現場での臨機の対応ができている。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。 ☑ □ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☑ □ 法令上必要な技術者等（主任技術者、作業主任者、専門技術者）を必要に応じ配置している。 ☑ □ 作業主任者を選任し配置している。 ☑ □ 配置技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 ☐ 指摘事項に対しての意図的な不履行。

様式丙第2-1号　（滋賀県版　R031001　1②③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		□ 施工管理が適切である	□ 他の事項に該当しない	■ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ☑ □ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 0% ☑ □ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 ☑ □ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ☑ □ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☑ □ 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他			□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。	
	Ⅱ．工程管理	□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がほぼ適切である	□ 他の事項に該当しない	■ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である
		「評価対象項目」 0% ☑ □ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 ☑ □ 休日の確保を行っている。 ☑ □ 工程表の内容が検討され充実している。 ☑ □ 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 ☑ □ 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他			□ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	□ 請負者の責により工期内に完成させなかった。 （但し、改善指示による場合を除く）
	Ⅲ．安全対策	□ 安全対策を適切に行った	□ 安全対策をほぼ適切に行った	□ 他の事項に該当しない	■ 安全対策がやや不備であった	□ 安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 0% ☑ □ 安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。 ☑ □ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録を整備されている。 ☑ □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 ☑ □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☑ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☑ □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☑ □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☑ □ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 ☑ □ 安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他			□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
	Ⅳ．対外関係	□ 対外関係が適切であった	□ 対外関係がほぼ適切であった	□ 他の事項に該当しない	■ 対外関係がやや不備であった	□ 対外関係が不備であった
		「評価対象項目」 ☑ □ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 ☑ □ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 0% ☑ □ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 ☑ □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ☑ □ 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ □ その他			□ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 □ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。	□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

様式丙第2-1号　（滋賀県版　R031001　1④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	■ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	0%	「評価対象項目」 ☑ □ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☑ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☑ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☑ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☑ □ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 □ □ その他 理由：			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□ 契約約款第１７条２項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

様式丙第2-1号　（滋賀県版　R031001　1⑤）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（特に優れていればa）	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。	■ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事（作業）。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		●必ずチェックする。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（特に優れていればa） ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ◉ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、**品質管理項目がない工事（作業）。** ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□ 契約約款第１７条２項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

様式丙第2-1号　（滋賀県版　R031001　1⑥）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細　別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．高度技術	１．高度技術 キーワード評価 ●土木、建築工事共通	●施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**） 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合（**該当項目をチェック**） 切土・盛土工　１５万m3＜Ｖ □ 大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物　□ 護岸・築堤高　１０m＜Ｈ　□ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　１０m＜φ □ ダム用水門＜設計水深２５ｍ　□ 樋門・樋管　１５m2＜Ａ　□ 揚排水機場　２０００mm＜φ □ 堰、水門　最大径間長２５m以上又は径間数３径間以上又は５０m2/門　□ トンネル(開削工法)　２０m＜Ｈ □ トンネル(NATM)　内空断面積　８５m2＜Ａ　□ トンネル(沈埋工法)　３００m2＜Ａ □ 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤　水深１０m＜Ｈ　□ 地滑り防止工　１００m＜Ｗ □ 浚渫工　１００万m3＜Ｖ　□ 流路工　５００m3＜Ｑ　又は１５０m＜Ｌ □ ダム高　１５０m＜Ｈ　□ 転流トンネル　４００m3/s＜Ｑ　□ 砂防ダム　３０m＜Ｈ □ 橋梁下部工　高さ　３０m＜Ｈ　□ 橋梁上部工　最大支間長　１００m＜Ｌ
		●構造物固有の難しさへの対応 □ ３．対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） □ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ５．その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（**該当項目をチェック**） □ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のための検討が必要な工事。 □ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 □ 供用中の施設の改修工事等。
		●技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８．ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用 □ ９．その他 理由：	□ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 □ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 建築工事で耐震及び免震構造の工事 □ 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 □ 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 □ 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事 □ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 □ ＶＥ提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 □ ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用した工事。 □ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ １０．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ １１．軟弱地盤，支持地盤の状況 □ １２．河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ １３．雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ １４．地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □ １５．その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】（**該当項目をチェック**） □ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 □ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） □ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 □ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 □ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 （左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ １６．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ １７．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ １８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ １９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ ２０．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ ２１．現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ ２２．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ ２３．その他 理由： ●施工現場での対応 □ ２４．災害等での臨機の処置（**該当があればチェック。**） □ ２５．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ ２６．その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（**該当項目をチェック**） □ 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 □ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □ 市街地での夜間工事。 □ ＤＩＤ地区での工事。 □ 供用中の道路（概ね日交通量１万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 □ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 □ 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 □ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 □ 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 □ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 □ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 □ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 □ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 □ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から１０m以上（１０m以下）での工事。 □ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 □ 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●その他 □ ２７．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： □ ２８．その他（加点が１点の場合） 理由：	【その他】（**該当項目をチェック**） □ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。 （左欄のその他に理由を記入。） □ その他（加点が１点の場合）
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：　**0点** ・ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は＋１３点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【高度技術のキーワードの詳細】

※１．高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課長等との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
※３．高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５.創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

様式丙第2-1号　（滋賀県版　R031001　1⑦）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（監督員）

●下記の該当項目をチェック

考 査 項 目	細　別	1．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
5．創意工夫 【軽微なもの】	Ⅰ．創意工夫 キーワード評価 ●土木、建築工事共通	●準備・後片づけ関係 □ １．測量・位置出しにおける工夫 □ ２．現地調査方法の工夫 □ ３．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□	□	□ □ □
		●施工関係 □ ４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ ５．コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 □ ６．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ ７．部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ ８．設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ ９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ １０．照明・視界確保等の工夫 □ １１．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ １２．運搬車両・施工機械等の工夫 □ １３．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □ １４．施工管理及び品質向上等の工夫 □ １５．建築工事でプレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 □ １６．建築工事で改修工事における仮設備の工夫 □ １７．その他 理由：	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●品質関係 □ １８．集計ソフト等の活用と工夫 □ １９．土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □ ２０．コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） □ ２１．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ ２２．配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ ２３．建築関係で躯体工事の品質管理の工夫 □ ２４．建築関係で材料の検査試験に関する工夫 □ ２５．建築関係で施工の検査試験に関する工夫 □ ２６．建築関係で品質試験方法の工夫 □ ２７．その他 理由：		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
		●安全衛生関係 □ ２８．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ ２９．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ ３０．現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ ３１．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫 □ ３２．供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □ ３３．作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ ３４．建築工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 □ ３５．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ ３６．その他 理由： □ **３７．建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育（該当があればチェック。）**	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●施工管理関係 □ ３８．盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ ３９．建築工事で出来形管理等に関する工夫 □ ４０．施工計画書及び写真管理等の工夫（デジタル写真ソフトの活用等） □ ４１．出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 □ ４２．ＣＡＤ、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 □ ４３．その他 理由：		□ □ □ □ □			
		●その他 □ ４４．その他 理由： □ ４５．その他 理由： □ ４６．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：**0点** ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

※1．創意工夫においては「4．高度技術」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2．「2．施工状況」「3．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※3．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当課長等との合議を原則として記述する。
※5．「4．高度技術」との二重評価はしない。

様式丙第2-2号　（滋賀県版　R031001　2①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅱ．工程管理	□ 工程管理が非常に優れている	□ 工程管理がやや優れている	■ 他の事項に該当しない	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

□ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
□ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
□ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□ その他

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

○ a　５項目程度以上評価
○ b　３項目程度以上評価
◉ c　１項目程度以上評価
○ d　工程管理がやや不備である
○ e　工程管理が不備である

様式丙第2-2号　（滋賀県版　R031001　2②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策	□ 安全対策が非常に優れている	□ 安全対策がやや優れている	■ 他の事項に該当しない	□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- □ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
- □ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- □ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。
- □ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
- □ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
- □ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
- □ その他

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　６項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　１項目程度以上評価
- ○ d　安全対策がやや不備である
- ○ e　安全対策が不備である

様式丙第2-2号　（滋賀県版　R031001　2③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□ 地域への貢献が非常に優れている	□ 地域への貢献がやや優れている	■ 他の事項に該当しない		

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- □ 道路および道路予定地、河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。
- □ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。
- □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- □ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
- □ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。
- □ 滋賀県リサイクル認定製品の使用、滋賀県グリーン購入に努めた。滋賀県産木材の使用に努めた。※
- □ その他

※　工事用資材を対象とする。（ただし、設計図書で指定されたものを除く。）

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　６項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　２項目程度以下評価

様式丙第2-2号　（滋賀県版　R031001　2④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（主任又は総括監督員）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表
8．法令遵守等	

措　置　内　容	措置点数		総合点数
□ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、３回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。）			
●1回目の措置について（下記の該当項目を１つ選択すること。**該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。**）			
○ １．入札参加停止３ヶ月以上	－２０点		0
◉ ２．入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点		-15
○ ３．入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点		0
○ ４．入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点		0
○ ５．文書注意相当	－８点		0
○ ６．口頭注意相当	－５点		0
○ ７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－３点		0
○ ８．該当項目なし			
●２回目の措置あり（下記の該当項目を１つだけ選択すること、**複数選択しない。１回目を必ず選択しておくこと。**）			
□ １．入札参加停止３ヶ月以上			0
□ ２．入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満			0
□ ３．入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満			0
□ ４．入札参加停止２週間以上１ヶ月未満			0
□ ５．文書注意相当			0
□ ６．口頭注意相当			0
□ ７．不問			0
		減点	-15点

総合評価方式工事

●該当の場合、措置点数を必ず下欄に直接入力すること。

措置内容	措置点数
□ 技術提案の不履行に対する減点	

① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

１．入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
６．建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
１０．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
１２．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
１５．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
１６．総合評価方式工事において、技術提案が履行されなかった。
１７．暴力団員等により不当介入があったが、当該事実の警察への通報および発注機関への報告を怠った。
１８．その他

理由：

様式丙第2-3号　（滋賀県版　R031001　3①）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
2．施工状況	1．施工管理 0%	□ 施工管理が優れている	□ 施工管理がやや優れている	□ 他の事項に該当しない	■ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である

「評価対象項目」

☑ □ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案されて施工を行っている。
☑ □ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
☑ □ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
☑ □ リサイクルへの取り組みが適切になされている。
☑ □ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。
☑ □ 工事の関係書類及び資料整理がよい。
□ □ その他

□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
□ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

様式丙第2-3号　（滋賀県版　R031001　3②）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 0%	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	■ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
		「評価対象項目」 ☑ □ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☑ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☑ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☑ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☑ □ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 □ □ その他 理由：			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□ 契約約款第１７条２項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

様式丙第2-3号　（滋賀県版　R031001　3③）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	■ 他の項目に該当しない。または、品質管理項目がない工事(作業)。	□　品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
		●必ずチェックする。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（特に優れていればa） ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがやや少ない。 ◉ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、**品質管理項目がない工事（作業）** ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			□監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□契約約款第１７条２項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

様式丙第2-3号　（滋賀県版　R031001　3④）

考 査 項 目 別 運 用 表（５００万円未満土木工事）

（検査員等）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	
3．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。（極めて良好であれば、aとする。）	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	■ 他の事項に該当しない場合。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		●必ずチェックする。 ○ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。（極めて良好であれば、aとする。） ○ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 ◉ 他の事項に該当しない場合。 ○ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。				

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

監督員用（1）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		☐ ①作業の分担の範囲が、下請け業者を含め、書面に明確に記載されている。
			☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
			☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
			☐ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
			☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			☐ ⑥建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
			☐ ⑦元請業者が下請業者の施工結果を十分に検査している。
			☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		☐	☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評　価

a：施工体制が優れている。　b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。　d：施工体制がやや不適切である。
e：施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上 ---------- a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ------- b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ------- c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ------- d	

	評価＝	8項	項目　%

監督員用（2）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）		☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
			☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			☐ ④建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第18条（条件変更等）第1項に基づく設計図書の照査を行っている。
			☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。
			☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握および対応に努めている。
		☐	☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		☐	☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			☐ ⑨主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請、部下等をよく指導している。
			☐ ⑪施工等に伴う提案または工夫をもって工事を進めている。
		☐	☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者（現場代理人／監理技術者／主任技術者）について指示事項がない。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑬その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評　価

a：配置技術者として優れている。　b：配置技術者として良好である。　c：配置技術者として適切である。
d：配置技術者としてやや不適切である。　e：配置技術者として不適切である。

該当項目が90%以上 --------- a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ------ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ------ c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ------ d	

	評価＝	9項	項目　%

※1．建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2．作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3．特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

監督員用（3）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		☐ ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			☐ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
			☐ ③施工計画書が、設計図書および現場条件を反映した内容となっている。
			☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			☐ ⑤施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。
			☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			☐ ⑩現場内での整理整頓が、常時行われている。
			☐ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画および搬入後の管理が適切である。
			☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。
			☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		☐	☐ ⑭低騒音、低振動および排出ガス対策型の建設機械および車両を使用している。
			☐ ⑮建設廃棄物の処分および建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		☐	☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑰その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評　価

a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。
e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上 ------ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ------ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ------ c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ------ d	

	評価＝	14項	項目　%

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

監督員用（4）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2．施工状況	Ⅱ．工程管理		☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事および入居機関等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		☐	☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		☐	☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。
			☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			☐ ⑧近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		☐	☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評　価

a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。
e：工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上 ------ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ------ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ------ c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ------ d	

	評価＝	6項	項目　%

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

監督員用（5）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2．施工状況	Ⅲ．安全対策		☐ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。
			☐ ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。
			☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		☐	☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		☐	☐ ⑨山留等について、設置後の点検および管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		☐	☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検および管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		☐	☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		☐	☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑮その他 理由：
			（減点）該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 （減点）該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評　価			
a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上 ---------- a 該当項目が80%以上90%未満 ------ b 該当項目が60%以上80%未満 ------ c 該当項目が60%未満 ------ d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
	評価＝	9項	項目　%

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

監督員用（6）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2．施工状況	Ⅳ．対外関係	☐	☐ ①工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議および調整を行い、トラブルの発生がない。
			☐ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居機関等を含む）と適切に協議および調整を行っている。
			☐ ③引渡し時に入居機関に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
			☐ ④工事の目的および内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
			☐ ⑤近隣住民（入居機関等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
			☐ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		☐	☐ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評　価			
a：対外関係が優れている。　b：対外関係が良好である。　c：対外関係が適切である。　d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上 ---------- a 該当項目が80%以上90%未満 ------ b 該当項目が60%以上80%未満 ------ c 該当項目が60%未満 ------ d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
	評価＝	5項	項目　%

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

監督員用（7）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅰ. 出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
			□ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			□ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			□ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			□ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
		□	□ ⑦解体または撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑨その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評　価
a：出来形が優れている。　b：出来形が良好である。　c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上 ------ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ------ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ------ c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ------ d	

	評価＝	7項	項目　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量ならびに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

監督員用（8）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
			□ ③施工の各段階における完了時の品質が、適切である。
	工事比率	□	□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
	1.00	□	□ ⑤内外仕上工事における施工の品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評　価
a：品質が優れている。　b：品質が良好である。　c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ------ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ------ b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ------ c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 ------ d	

	評価＝	4項	項目　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

様式丙第3-1号　(滋賀県版　R040401　Ver.3.0)

考査項目別運用表(建築・設備工事)

監督員用(9)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法および記録の方法が、適切である。 ☐ ④システムの性能および機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
	工事比率 0.00		☐ ⑤機材および施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		☐	☐ ⑦その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

評　価

a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。
e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ------- a 該当項目が80%以上90%未満 ------ b 該当項目が60%以上80%未満 ------ c 該当項目が60%未満 ------ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(　　%)＝(評価数/対象評価項目数)×100
評価＝	6項　項目　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

監督員用(10)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅱ. 品質 給排水冷暖房工事 機械設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法および記録の方法が、適切である。 ☐ ④システムの性能および機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
	工事比率 0.00		☐ ⑤機材および施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		☐	☐ ⑦その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

評　価

a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。
e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ------- a 該当項目が80%以上90%未満 ------ b 該当項目が60%以上80%未満 ------ c 該当項目が60%未満 ------ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(　　%)＝(評価数/対象評価項目数)×100
評価＝	6項　項目　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業における機械器具設置工事をいう。
※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

品質の評価計＝	項目　%

様式丙第3-1号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

（創意1/2）　　監督員用（11）

考査項目・細別	細　別	評価対象項目
5. 創意工夫	■準備・後片付け関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物および廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線・配管等の工夫 ☐ 給排水冷暖房工事等の配管・ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水・仮道路・迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理および品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 解体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：

考査項目別運用表(建築・設備工事)

(創意2/2)　　監督員用(12)

考査項目・細別	細　別	評価対象項目
5. 創意工夫	■安全衛生関係	□　安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □　安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □　現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 □　酸欠対策、有毒ガス、可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □　周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □　改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □　作業時における作業環境改善等の工夫 □　ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □　その他 理由:
		詳細評価内容:
	■施工管理関係	□　出来形の管理等に関する工夫 □　施工計画書または写真記録等に関する工夫 □　出来形・品質に関する計測等の工夫および集計の工夫 □　CAD、施工管理ソフト等の活用 □　施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 □　その他 理由:
		詳細評価内容:
	■その他	＜その他＞ □　その他 理由: □　その他 理由:
(最大　7点)		詳細評価内容:
評点計＝　　点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、主任または総括監督職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容および効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。

様式丙第3-2号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

主任・総括監督員用（1）

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	□ ①現場または施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接または同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民（入居機関等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者（現場代理人/監理技術者/主任技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。	
	評価＝	評価選択　□a　□b　□c　□d　□e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。	
	評価＝	評価選択　□a　□b　□c　□d　□e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して a、b、c、d、e 評価を行う
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：地域への貢献が優れている。　a'：地域への貢献がやや優れている。　b：地域への貢献が良好である。 b'：地域への貢献がやや良好である。　c：他の評価に該当しない。	
	評価＝	評価選択　□ a　□ a´　□ b　□ b´　□c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c 評価を行う

※1. 主任・総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価にあたっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容および効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

様式丙第3-2号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

（特性1/3）　　主任・総括監督員用（2）

考査項目(細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応）	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点がつけば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積 10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上または建物高さ 31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他 理由:
		詳細評価内容:
	評点＝　点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上のレ点がつけば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他 理由: [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類およびA類に属する工事 ・電気または給排水冷暖房工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
		詳細評価内容:
	評点＝　点	
	■建物固有の施工技術への難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上のレ点がつけば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料および設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他 理由: [評価技術事例] ・パイロット工事または特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法および材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留工法が必要な工事 ・敷地内または周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		詳細評価内容:
	評点＝　点	

様式丙第3-2号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

（特性2/3）　　主任・総括監督員用（3）

考査項目(細別)	評価対象項目	
4．工事特性 （施工条件等への対応）	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上のレ点がつけば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他 理由： [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工事や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容：
	評点＝　点	
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上のレ点がつけば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他 理由： [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届け出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容：
	評点＝　点	

様式丙第3-2号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

（特性3/3）　　主任・総括監督員用（4）

考査項目(細別)	評価対象項目	
4．工事特性 （施工条件等への対応）	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点がつけば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事（ただし、全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工、工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工および機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
（最大20点）	評点＝　点	

※1．工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合または、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい

※2．監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3．評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

様式丙第3-2号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

主任・総括監督員用（5）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	○	該当なし
	○　－20点	1. 指名停止3ヶ月以上
	○　－15点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○　－13点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○　－10点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○　－ 8点	5. 文書注意
	○　－ 5点	6. 口頭注意
	○　－ 3点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	□　0点	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
	□　0点	9. その他［理由：　］

①本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。
②「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、受注者の現場従事職員および②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④口頭注意未満の処分を受けた後、事故および災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任または総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任または総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。
⑤総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。

評価選択　□ 履行　□ 不履行　□ 対象外

履行 ：総合評価時の提案どおりに実施された
不履行 ：総合評価時の提案の不履行があった
対象外 ：総合評価時の提案の対象外

⑥原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡または承継を行った。
3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金支払遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 受注者および下請業者等が暴力団員等による不当介入を受けたが、警察等への通報等を怠った。
15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
16. 引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。
17. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。
18. 受注者の責により工期内に工事を完成できなかった。
19. 受注者が契約約款第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。
20. その他　理由（　）

様式丙第3-3号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

検査員等用（1）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理		☐ ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書および現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧建設廃棄物の処分および建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪工事の関係書類および資料の整理がよい。
		☐	☐ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評　価

a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。
e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上 …… a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 …… b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 …… c	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満 …… d	

	評価＝	11項	項目　　%

検査員等用（2）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅰ. 出来形		☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨解体または撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		☐	☐ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、契約約款第31条に基づく修補指示を検査員等が行った。

評　価

a：出来形が特に優れている。　a'：出来形が優れている。　b：出来形が特に良好である。　b'：出来形が良好である。
c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。　e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上 …… a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 …… a'	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満 …… b	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満 …… b'	
該当項目が50%以上60%未満 …… c	
該当項目が50%未満 …… d	

	評価＝	8項	項目　　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量ならびに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

様式丙第3-3号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

検査員等用（3）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ②施工の各段階における完了時の試験および記録の方法が、適切であることが確認できる。
			☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率		☐ ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。
	1.00		☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑥建具、ユニット等の性能および機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		☐	☐ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好あることが確認できる。
			☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑪中間検査や指定部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐	☐ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、契約約款第31条第に基づく修補指示を検査員等が行った。

評　価

a：品質が特に優れている。　a'：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b'：品質が良好である。
c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ····· a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ····· a'	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満 ····· b	③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満 ····· b'	
該当項目が50%以上60%未満 ····· c	
該当項目が50%未満 ····· d	

	評価＝	6項	項目　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

様式丙第3-3号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

検査員等用（4）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 工事比率 0.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ②施工の各段階における完了時の試験および記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑦システムの性能および機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑧システムの性能および機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ ⑩中間検査や指定部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ ⑪運転・点検上の表示および危険個所などの表示等が明確で解りやすい。 □ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、契約約款第31条に基づく修補指示を検査員等が行った。

評　価

a：品質が特に優れている。　a'：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b'：品質が良好である。
c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 …… a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 …… a'		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満 …… b		③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満 …… b'		
該当項目が50%以上60%未満 …… c		
該当項目が50%未満 …… d	8項	項目　　%
評価＝		

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

様式丙第3-3号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

検査員等用（5）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅱ. 品質 給排水冷暖房工事 機械設備工事 工事比率 0.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ②施工の各段階における完了時の試験および記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑦システムの性能および機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。。 □ □ ⑧システムの性能および機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ ⑩中間検査や指定部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ □ ⑪運転・点検上の表示および危険個所などの表示等が明確で解りやすい。 □ □ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、契約約款第31条に基づく修補指示を検査員等が行った。

評　価
a：品質が特に優れている。　a'：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b'：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ····· a 該当項目が80%以上90%未満 ····· a' 該当項目が70%以上80%未満 ····· b 該当項目が60%以上70%未満 ····· b' 該当項目が50%以上60%未満 ····· c 該当項目が50%未満 ····· d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100

	評価＝	8項	項目　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

品質の評価計＝	項目　%

様式丙第3-3号　（滋賀県版　R040401　Ver.3.0）

考査項目別運用表（建築・設備工事）

検査員等用（6）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事		□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		□	□ ②関連工事（工種）または既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
	工事比率	□	□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
	1.00	□	□ ⑤色調が均一であり、色むら等がなく、全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥材料・製品の割付や通り等がよく、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。
評　価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ····· a 該当項目が80%以上90%未満 ····· b 該当項目が80%未満 ····· c			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、すべて該当しても c評価とする。
	評価＝	1項	項目　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置および関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

検査員等用（7）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事		□ ①きめ細やかな施工がなされている。
		□	□ ②関連工事（工種）または既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器またはシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	工事比率	□	□ ⑤運転操作および保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
	0.00	□	□ ⑥その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。
評　価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ····· a 該当項目が80%以上90%未満 ····· b 該当項目が80%未満 ····· c			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（評価数/対象評価項目数）×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、すべて該当しても c評価とする。
	評価＝	1項	項目　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置および関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形および出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		□ ①きめ細かやな施工がなされている。
	給排水冷暖房工事	□	□ ②関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器またはシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	機械設備工事	□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	工事比率	□	□ ⑤運転操作および保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
	0.00	□	□ ⑥その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評　価
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上 ····· a 該当項目が80%以上90%未満 ····· b 該当項目が80%未満 ····· c	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(　　%)=(評価数/対象評価項目数)×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、すべて該当しても c評価とする。

	評価=	1項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置および関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・給排水冷暖房工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

品質の評価計=	項目　　%